

◇たばこ対策の取組み状況について

1 概要

- 平成 25 年度に策定した「神奈川県がん対策推進計画」において、重点施策の一つである「がんにならない取組みの推進」において、「たばこ対策の推進」を位置づけ、次の3つの取組みを柱に、たばこ対策を推進した。

ア 卒煙（禁煙）サポート

たばこによる健康への悪影響についての普及啓発や県保健福祉事務所における禁煙相談、(公財)かながわ健康財団との「かながわ卒煙塾」の共催など、卒煙（禁煙）サポートに取り組んだ。

イ 未成年者の喫煙防止対策

児童、生徒、学生に向けた喫煙防止啓発リーフレットの配布や県保健福祉事務所職員による学校などでの喫煙防止教育に取り組んだ。

ウ 受動喫煙の防止

平成 22 (2010) 年 4 月から、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を全国で初めて施行し、県民向けのキャンペーンや施設管理者を対象にした説明会、戸別訪問の実施などにより条例の周知を図り、円滑な条例施行に取り組んだ。

2 たばこ対策の取組みについて

(1) 卒煙（禁煙）サポート

ア 卒煙（禁煙）しやすい環境づくり〔職域向け〕

○ 「かながわ卒煙サポートネットワーク」の運営

職域における卒煙サポートの取組みを促進するため、県と県内事業所・団体、(公財)かながわ健康財団が連携し、卒煙サポート連絡会（卒煙サポートに関する情報交換や共有）、卒煙サポートセミナー（卒煙サポートに携わる人材育成）、事業所等における卒煙サポートの支援を実施。

区 分		H25 年度	H26 年度	H27 年度
卒煙サポート連絡会	回数	2 回	2 回	2 回予定
	受講者数	51 人	39 人	—
卒煙サポートセミナー	回数	3 回	3 回	3 回予定
	受講者数	90 人	66 人	—

イ 卒煙（禁煙）しやすい環境づくり〔県民向け〕

(ア) 「かながわ卒煙塾（卒煙チャレンジ講座）」の開催（公益財団法人かながわ健康財団との共催）

- ・ たばこをやめたい者やその家族等を対象に、たばこの健康影響や卒煙方法の情報提供、グループワーク等により卒煙を支援。

区 分		H25 年度	H26 年度	H27 年度
卒煙チャレンジ講座	回数	3 回	3 回	3 回
	受講者数	50 人	35 人	23 人

(イ) 禁煙治療実施医療機関の情報提供

県ホームページに掲載するとともに、市町村等にも提供。

ウ 地域禁煙サポート推進事業

○ 地域における卒煙（禁煙）支援

県内の保健福祉事務所等において、禁煙相談、学校や企業等での教育、保健医療関係者への研修等を実施。

区 分		H25 年度	H26 年度
禁煙相談	回数	59 回	35 回
	延人数	332 人	489 人
学校・企業等での教育	回数	23 回	18 回
	受講者数	1,798 人	2,419 人
地域保健医療関係者への研修	回数	7 回	3 回
	受講者数	79 人	63 人

※H27 は実施中

(2) 未成年者の喫煙防止対策

ア 児童、生徒の喫煙防止

(ア) 啓発資料による普及啓発

小学生向けリーフレット「元気な未来のためにたばこのことを考えよう」を県内小学6年生全員に配布。〔H27 年度：90,000 部配布予定〕

(イ) 喫煙防止教育の実施

各保健福祉事務所等による喫煙防止教育を実施。

イ 継続喫煙開始世代（16 歳～22 歳）の喫煙防止

(ア) 啓発資料による普及啓発

- ・ 中高生向けリーフレット「たばこって、どうなの？」を作成・配布し、喫煙防止教育等で活用。〔H27 年度：5,000 部配布予定〕
- ・ 大学生向けチラシ「たばこ吸っても、イイことないよ！」を作成・配布し、大学の新生ガイダンス等で活用。〔H27 年度：40,000 部配布予定〕

(1) 高校生への喫煙防止教育の実施

各保健福祉事務所等の所長等が高校等で喫煙防止教育を実施。

区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度
実施校数	36 校	40 校	30 校予定
受講者数	10,703 人	12,272 人	-

ウ 保健福祉事務所及び市町村の人材育成

○ 未成年者喫煙防止教育担当者研修会の実施

保健福祉事務所や市町村、学校等で喫煙防止教育を担当する職員、養護教諭等を対象に研修会を実施。

区 分		H25 年度	H26 年度	H27 年度
未成年者喫煙防止教育 担当者研修会	回数	2 回	2 回	2 回
	受講者数	70 人	53 人	155 人

(3) 受動喫煙防止対策

ア 事業者への受動喫煙防止条例の周知・徹底

(7) 条例対象施設への戸別訪問

a 任意の指導を行ったが依然として条例未対応の状態が続いている施設に対して、考え得る可能な方法による指導を実施し、条例未対応施設の解消をめざした。

b 平成 25 年度施設調査の結果において、条例認知度や条例対応率が低い施設を訪問し、より多くの施設管理者が、条例の趣旨・内容を理解し、受動喫煙の防止に取り組むことを促進した。

【参考】

H26 年度訪問数 9,445 件
〔H22 年度～H27.3 訪問施設数実績〕 64,164 件
H27 年度訪問数 (H27.9 末現在) 2,775 件
〔H22 年度～H27.9 訪問施設数実績〕 66,939 件

(4) 通報への対応

個人や施設管理者の義務違反に対し、現地での確認・指導などにより対応。

(ウ) 事業者向け説明会

施設管理者等に対して条例の目的や規制内容について、事業者団体等の開催する説明会、講習会において説明し、また商工会議所等の地域団体を通じて周知することにより、条例の普及啓発を図った。

区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度
事業者向け	202 回	203 回	82 回
地域団体等向け	3 回	20 回	7 回

※H27 年度は、H27.9 末現在

イ 事業者支援

(7) 分煙技術アドバイザーの派遣

空調設備等に関する専門家を、施設管理者からの希望に応じて施設等へ派遣し、分煙方法等を助言。(委嘱者数：4人)。

区分	H25年度	H26年度	H27年度
施設派遣	9件	2回	1回

※H27年度は、H27.10末現在

(1) 分煙技術相談会の開催

分煙設備工事や喫煙所の設置など、受動喫煙防止対策の技術的な内容に関する個別相談を実施。

区分	H25年度	H26年度	H27年度
相談実施	2回	2回	0回

※H27年度は、H27.10末現在

(ウ) 融資・利子補給制度

経営規模の小さい施設管理者の設備投資の負担軽減のため、条例の基準に適合する分煙設備等の整備のための融資及び利子補給制度を運用。

ウ 受動喫煙防止対策等のたばこ対策の検討

○神奈川県たばこ対策推進検討会

受動喫煙防止等のたばこ対策の取組みや受動喫煙防止条例の施行状況に関することなどについて、専門的見地から検討。(委員数：11名)

区分	H25年度	H26年度	H27年度
開催回数	本会3回(各回とも部会と合同開催) 部会4回(うち3回は本会と合同開催)	2回	2回予定

(4) 県民への普及啓発

ア イベント・キャンペーンによる普及啓発

(7) 世界禁煙デー及び禁煙週間における普及啓発

横浜開港記念バザー(H27.6.2～6.8 横浜公園)など、がん対策課及び各保健福祉事務所で実施。

(1) 健康関連イベント等における普及啓発

「ピンクリボンかながわ」等、健康関連イベント等の機会を通じた普及啓発をがん対策課及び各保健福祉事務所で実施。

区分	H25年度	H26年度	H27年度
イベントキャンペーン回数*	98回	121回	46回

*H27年度は、6月末実施済みのもの。チラシやグッズの配架のみのものは除く

(ウ) 県内外の観光イベント等での普及啓発

チラシやグッズ等を配架。

- ・ 5/9 看護フェスティバル
- ・ 5/31 世界禁煙デーキャンペーン
- ・ 8/6 2015 サマーフェスティバル in 海ほたる

イ 受動喫煙防止フォーラム

「子どもをたばこの煙から守ろう！」というテーマで、大道芸のパフォーマンス等を交えながら、たばこの健康への悪影響や条例等について分かりやすく周知。

- ・ H27. 11. 21 (予定) クイーンズスクエア横浜 [H26 1,540 人参加]

ウ 広報媒体による普及啓発

広報紙、ホームページ等により、喫煙や受動喫煙による健康への悪影響等について次の媒体等を活用し、普及啓発を実施。

- ・ 県のたより
- ・ 新聞報道
- ・ NHK-FM お昼前のお知らせ
- ・ 庁内放送
- ・ ホームページ「かながわのたばこ対策」
- ・ 観光情報誌 (県外来訪者向け)

ほか

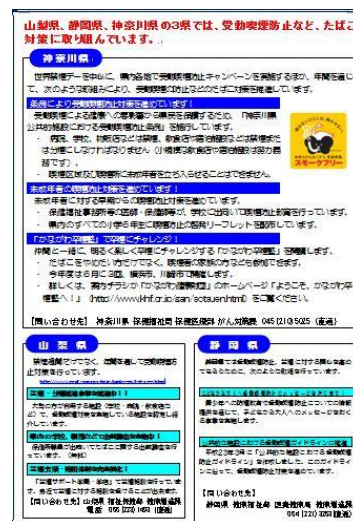
エ 広域連携による普及啓発

(ア) 山静神世界禁煙デー共同キャンペーン

3 県共同でチラシ (A4 版両面) を作成し、横浜開港記念バザーや保健福祉事務所が行うキャンペーンで配布。[H27 年度実績：950 部配布]



(表)



(裏)

(4) 九都県市受動喫煙防止対策共同キャンペーン

首都圏 9 都県市が同一デザインでポスター
(神奈川県はA 1 版) を作成し、9 月～11 月
に公共施設、駅等に掲出。

[H27 年度実績：500 枚作成]



オ 民間との連携による普及啓発

(7) 条例応援団

条例の趣旨に賛同し、条例を応援する取組みを行う企業、団体等を位置づけ、取組みをサポートするとともに、受動喫煙防止対策及び条例の周知を推進。[H27. 10 月末現在：59 企業・団体・事業所]

(4) 条例協力店

特例第 2 種施設のうち自主的に第 2 種施設と同等以上の受動喫煙防止措置を講ずる施設を位置づけ、取組みをサポートするとともに、事業者と連携して、受動喫煙防止の取組みの必要性、重要性を県民にアピール。
[H27. 10 月末現在：468 店舗]

(ウ) 「スモークフリー推進かながわ基金」及び「スモークフリー・サポーターズ・クラブ」

民間との協働により受動喫煙防止対策の推進と、「スモークフリー」を全国に発信し、社会全体のルールとして定着するための事業を実施。

(5) その他

○ 保健福祉事務所における独自の取組み

(7) 小田原保健福祉事務所

・ 管内の小中高校の児童、生徒に対し、タバコに関するアンケートを実施 [H20 年度]

(4) 厚木保健福祉事務所

・ 管内の高校生の喫煙に関する調査 [H23 年度]
管内の高校の喫煙の現状を調査。

対象は管内の公立・私立の高校 14 校の 1 年生 3,660 名

(ウ) 三崎保健福祉事務所（現：鎌倉保健福祉事務所三崎センター）

- ・ 喫煙・受動喫煙防止ポスター原画コンクール〔H23～27 年度〕
市内小中学生を対象に作品を募集し、
入選作品を原画にポスター作成



平成 26 年度特選作品

(I) 足柄上保健福祉事務所（現：小田原保健福祉事務所足柄上センター）

- ・ 平成 24 年「禁煙金太郎カレンダー」の作成・配布〔平成 23 年度〕
管内市町、幼稚園、保育園、子育てセンター、足柄上病院等に配布